

京都市告示第210号

平成29年10月3日京都市告示第367号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和2年7月6日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益社団法人認知症 の人と家族の会に対 する寄附金	京都市上京区葭屋町通一条 上ル晴明町811番地3 (1919岡部)	当該法人の 主たる目的 である業務	平成29年1月1日 以後に支出された寄 附金

(行財政局税務部税制課)